



福岡医発第 662 号（地）
令和 2 年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する訪問看護療養費明細書の
「公費負担者番号欄」の記載の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養（以下「宿泊療養等」という。）における診療報酬明細書等の記載については、令和 2 年 5 月 12 日付け福岡医発第 445 号（地）によりご連絡申し上げたところです。

今般、訪問看護療養費明細書における宿泊療養等に係る公費負担医療の記載順について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 81)

令和 2 年 5 月 2 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する訪問看護療養費明細書の
「公費負担者番号欄」の記載の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養（以下「宿泊療養等」という。）における診療報酬明細書等の記載については、令和 2 年 5 月 1 日付（健Ⅱ88）（保 43）「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供及び費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」によりご連絡申し上げたところです。

今般、訪問看護療養費明細書における宿泊療養等に係る公費負担医療の記載順について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する訪問看護療養費明細書の「公費負担者番号欄」の記載の取扱いについて

(令 2.5.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和2年5月27日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する訪問看護療養費明細書の
「公費負担者番号欄」の記載の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養（以下「宿泊療養等」という。）における診療報酬明細書等の記載については、令和2年4月30日保医発0430第4号「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」1「公費負担者番号欄について」（2）により、他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号28の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第37条））と同様の取扱いとするとしたところである。

当該取扱いに伴い、訪問看護療養費明細書における宿泊療養等に係る公費負担医療の記載順については、「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日付け保医発第0330008号厚生労働省保険局医療課長通知）別添2における、法別番号24（障害総合支援法による療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係））と法別番号19（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費（法第18条関係））の間に位置付けるものとするので、貴管下の指定訪問看護事業者、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。